

「Law School」と「法科大学院」のあいだ

伊 川 正 樹

目 次

はじめに——本稿の目的

はじめに——本稿の目的

- 一 「Law School」と「法科大学院」との違い
 - 二 ささやまな教授法
 - 三 カリキュラム、施設、授業評価
 - 四 ハワイ大学ロースクールの特徴
- おわりに——ささやかな提言

本務校の名城大学法学部より機会を与えられて、二〇〇三年八月よりハワイ大学ロースクール (University of Hawaii William S. Richardson School of Law. 以下、WSRSと) という、にて在外研究活動を行っている。本稿執筆時点(二〇〇五年一月)まで約一年半の間、全米に約二〇〇校近くある Law School の一つを間近に経験してきた。学生規模が一年一〇〇名程度、いわゆる白人系が majority ではないなど、他のアメリカ本土の Law School とは若干趣の異なる面

もあるものの、三二年の歴史の中で養成してきた法曹たちを見れば、決して見劣りするものではない。むしろ、日本の法科大学院から多くの教員団が視察に訪れていることが示すとおり、参考にする点は多いように思われる。

二〇〇三年夏からこれまでハワイに滞在しているというタイム・スケジュールからして、私は二〇〇四年四月の法科大学院の開校を目の当たりにしていない。そればかりか、教育経験も決して長くはない。しかしながら、わが名城大学に法科大学院が設立される過程をスタッフの一員として間近に見てきたし、今後はその教育に携わるであろうことを意識して自分なりの法科大学院像というものをおぼろげながら描いているつもりである。そのような立場から、日本の法科大学院がモデルとしたアメリカの「Law School」を自らの目で見て聞き、肌で感じたことをまとめてみようと思いついた。¹⁾ そのきっかけは、「Law School」と「法科大学院」とは似て非なるものだと強く感じたことである。その意味で、私は、「法科大学院」とは、わが国においてこれまで培われてきた法学教育の歴史と伝統の上に、それとは明らかに異なる土壌の上で発展してきた「Law School」として「接ぎ木 (grafted trees)」をしたようなものであるとの印象を抱いている。そして、こ

の両者の「あいだ」に横たわる何かを認識することこそ、今後の法科大学院運営を軌道に乗せるための出発点になるのではないかと考えるのである。

アメリカにおける「Law School」についてはすでに日本でも紹介されており、多くの関係者が一定のイメージを描いているだろう。そして、それに基づいて新たな「法科大学院」を創設し、運用を始め、近い将来にはその教育課程を通じて養成した法曹を世に送り出そうとしている。しかし、日本から Law School を視察に訪れた先生方に話を聞いてみると、日本で抱いていたイメージとはずいぶん違うものがあるとの感想を数多く耳にした。それは私自身もここへ来た当初感じたことであり、その原因の一端には WRSR 自体の特色によるもの、あるいは学生規模によるものが認められることは確かである。だが、相違を感じる多くの多くは Law School での講義に関するものであり、確固たる典型的な一つの方法論があるのではなく、予想以上にさまざまな形式で行われていることに対する驚きと感心であった。誤解を恐れずにあえて言わせてもらえば、Law School で行われているような双方向的・多方向的な講義を法科大学院の講義のモデルとすることが期待されているながら、「ソクラティック・メソッド

(Socratic method)」と呼ばれるアメリカ Law School 特有の教授法そのものが十分に理解されていないのではないかと、あるいは一部誤って理解されているのではないかと感じたことも、このレポートを書くきっかけとなっている。

そのような課題に画期的な解答を与えるほど十分な内容を示すことができる自信はないし、法科大学院で教鞭を取られている先生方へ何かを教授するようなつもりも毛頭ない。ただ、私の Law School での経験を通じて感じたことを、特にその講義のあり方に焦点を当ててレポートすることによって、アメリカ Law School のイメージ形成に寄与し、法科大学院の実態と比較することによって、今後の法科大学院運営に役立てていただければ幸いであるとの認識に立つものである。すでに他の Law School を経験され、精通されている諸先生方からすれば、私の認識不足は目に余るものがあるであろうが、その点は個人的な見解としてご了承いただきたい。

一 「Law School」と「法科大学院」との違い

劇的な変化

二〇〇四年四月、日本全国で六八校の法科大学院が新たな

法曹養成機関としてその幕を切った。大学関係者の多大なる労力と膨大な金銭負担を伴って創設されたこの新しい教育機関は、これまでのわが国の法曹養成のあり方を反省し、一発勝負や詰め込み型と批判された「点」による試験制度と決別し、「プロセスによる法曹養成」を目的とする制度への転換が図られた。そのモデルとなったのが、アメリカにおける Law School である。そしてその中心的課題として掘えられているのが、「一方的なものであってはならず、双方向的・多方向的で密度の濃いもの」とすべきとされる教育内容および教育方法である。²⁾ これはまさにアメリカの Law School において実施されている講義の形式を表したものであり、いわゆる「ソクラティック・メソッド (Socratic method)」などと表現される講義形式である。したがって、法科大学院における教育方法としては、基本的には Law School で実施されている講義形式をモデルにすることが念頭に置かれているといえるだろう。しかし、このような講義形式ないし教育方法は、わが国の伝統的なそれと比較すると劇的な転換を迫るものといえてよい。すなわち、誤解を恐れずに表現すれば、わが国の法学教育あるいは大学教育は、教員が学習者に対して一方的に講義を施す、いわゆる講義形式であり、講義担当者の関心は

いわば「いかに学生に講義を静かに聞かせるか」という点に向いていたということが出来るからである。それが一変して今度は学生をいかに講義に参加させるかということが要求されるのである。

新司法試験の合格率などさまざまな要因が考えられるが、私は法科大学院の成否のカギは、学生にどのような講義を提供し、いかに学習者自身が主体的に実務家としての知識と素養を身につけるか、ということが基本になると考えている。そのための方法論として示されている「双方向的・多方向的」な講義とはどのようなものだろうか。単にLaw Schoolの講義の真似をするだけでよいのだろうか。この点を理解するために、「法科大学院」と「Law School」との数々の相違を認識することが不可欠である。それらの中にはすでに周知の内容も数多く含まれているだろうが、それらに改めて光を当てることによって、「法科大学院で求められる講義とはどのようなものか」という問いを読み解くことが可能になると考えるのである。

なお、以下の記述は、わが国の法学教育の伝統と実態を批判するものではなく、あくまでも両者の相違を浮き彫りにして比較を試みることに目的であることをあらかじめご理解いただきたい。以下の記述は、わが国の法学教育の伝統と実態を批判するものではなく、あくまでも両者の相違を浮き彫りにして比較を試みることに目的であることをあらかじめご理解いただきたい。

男女比率はどのLaw Schoolも半々といったところであるようであり、WRSRの二〇〇三年度入学学生についていえば、五五％が女子学生で占められている。

法学既習者・未修者問題

これに対して、わが国の大学教育では法律学を専門教育の一つとして学部を設置している。そのため、法科大学院の多くはいわゆる既習者コースと未修者コースという二つのコースを設け、修了に要する年数と履修科目に差異を設けている。しかし、いざそれをスタートさせてみて実態としてわかったことは、意外にも既習者コースの学生が必ずしも「既習」と呼べるほどの基本的学力を身につけておらず、期末試験の結果は未修者の学生に劣るケースすら見られたこと、また反対に、両者が同一教室で講義を受けるため、その知識の差にバラツキが出て担当者が講義のレベルの焦点を合わせるのが困難であるといつたり、なびびであること。

ただきたい。一部否定的な記述もあるが、自戒を込めて述べているつもりである。

1 学部レベルにおける法学教育

多様な専攻分野

日米の法学教育の大きな違いは、学部レベルにおける「法学部」の有無である。日本では現在九三大学にいわゆる法学部が置かれていることであるが、アメリカの大学にはそれに相当するものがない。社会学部や政治学部などにおける犯罪学 (criminology) や「エンターと法 (Gender, Justice and Law) などの一部の科目を除き、学部段階で法律学に関する専門教育は行われず、政治学 (political science) 英文学 (English) 歴史学 (history) などの学部教育を経て、専門大学院であるLaw Schoolで初めて法律の専門教育を受けるといのが通例である。また、すでに他の大学院で他分野を修得した後にLaw Schoolへ入学するというパターンも多い⁽⁴⁾。さらに、学部や大学院を卒業ないし修了した後に就職し、一定の社会経験を積んでからLaw Schoolへ入学する学生も多い⁽⁵⁾ため、年齢構成はさまざまである⁽⁶⁾。そのような社会経験のある学生の方が問題意識は高いようであり、講義中に発

2 講義に対する学生の参加

講義参加の積極性

一般的に、日本の大学生はおとなしく、講義内で質問したり発言したりすると珍奇の目で見られることも少なくない(もともと大学によつて、あるいは講義によつて事情は異なると思われる)。講義担当者は、黙って講義を聞き、試験時に良い答案を書く学生に良い評価を与えてきたといえるだろう。もっとも、法科大学院ではかなり事情が異なり、学生が主体となって活発な議論が展開される講義も多いと聞く。

このような伝統に一定の疑問を感じながらもそれにどっぴりと浸かってきた私が、Law Schoolの講義に参加して強い印象を受けたのは、講義内で積極的に発言し、質問をする学生たちの姿である。後に詳述するが、教員は事前に講義で扱う判決などの教材を学生に購入させ、毎回の講義で扱う箇所を指定しておいて (reading assignment と呼ばれる)、それを予習していることを前提として講義が進められる。一回の講義に割り当てられる reading assignment の分量は平均二〇〜三〇ページ程度である(五〇〜六〇ページ程度のクラスもあると聞く)。そしてその判決の内容などについて特定の学生に説明させながら講義を進めるというのが一般的なスタイルであ

る。学生は何らかの事情で予習が間に合わなかったとの理由で教員からの指名をパスすることができるが、一学期間に三回までなどの制限が付されているのが通例である。教員はそ



講義の様子

のような説明の他に、ハイポ (hypo) と呼ばれる仮説問題 (hypothetical) を解答させたり、判決や法理論に対する個人的な意見を求めたりする。

教員から指名された学生は、概ね質問にほぼ的確に答える。他の学生が発言している間、あるいは教員が説明をしている間にも手を挙げて質問の機会をつかおう積極的な学生も少なくない。もっとも、ときおり予習が十分ではないのか答えに窮する者もいるが、その際には教員が助け舟を出して質問を変えたり、共同解答者 (co-counsel) を指名したりしてどうにかして何らかの答えを引き出そうとするので、最後まで無言を貫く学生はいまだかつて見たことがない。

講義への参加

このような講義スタイルが成立する背景には、単位認定の評価基準として、講義への参加 (class participation) が一つの要因として定められており、一定の割合 (例えば二〇%など) があらかじめ示されているとの事情がある。さらになかのばれば、彼らは小学校の時から授業参加を義務づけられており、それをしなければ良い評価を得ることができず、幼い頃からクラスの中で発言ないし質問するということに慣

れているのである。もちろん、アメリカで教育を受けた者の中には教室内での発言が苦手という者があることも確かではあるが、そのような周囲の環境に慣れているということは大きい。

わが国の初等および中等教育の現状に鑑みれば、この差は歴然である。恥をかくことを恐れずに人前で発言することに不安を抱くのは、日本人に限ったことではない。しかし、教育現場で発言ないし質問をするという訓練を繰り返し行うことは、それらを行おうとする意識を芽生えさせることにつながる。授業に常に自分を関与させるといふ動機づけとなる。そこで生じた疑問や意見は、講義後に個人的に教員にぶつけることも可能であるし、Eメールなどのツールを用いて伝達することも考えられる。「学生が質問できなくて困っている」とのある日本の大学教員の嘆きは、このような事情に起因するのではないだろうか。

3 法学教員養成課程

実務経験の有無

ほぼ例外なく Law School で教鞭を取る専任教員、あるいは非常勤講師は、Law School を修了して Juris Doctor

(J.D.) の学位を取得している。そのみならず、司法試験 (bar exam) 合格後に弁護士として一定期間、実務経験を積んだ者が教員として学生の指導にあたっている。これに対し、日本の法学部等で教壇に立つ教員の多くは、学部および大学院で法学を修めた後にその職を得るのが通例である (私もこのカテゴリーに属する)。もちろん中には司法試験に合格した者もいるが、司法修習を経た後に実務経験を積んだという教員はきわめて少数である。法科大学院の設置にあたり、実務経験者を実務家教員として一定割合採用することが義務づけられたので、法科大学院に関してはそのような状況は異なってきたのだろう。しかし、法曹実務家の養成にあたる教員の大半が実務経験をもたないという事情は、日米間の差異の一つである。

もっとも、Law School においても法科大学院でも法律実務のみを教えることが目的ではない。Law School の講義は、判決など実社会で生じた内容を題材にするもの、それを科学的に分析し、類似の事例に適用することが可能な法理論ないしルールを修得することに主眼が置かれる。その意味では Law School で教鞭を取るためには実務を知っているだけでは務まらず、学術的な素養も求められる。しかし問題は、

Law School)でも法科大学院でも、ルールだけを教えればよいのではなく、それを現実社会に生起する法的紛争に対して適用し、その解決を図る能力を涵養することの重要性である。わが国の司法制度改革審議会意見書では、「理論的教育と実務的教育を架橋するもの」との文言を用いているが、Law Schoolで行われる講義はまさにこのようなものを目指しているといえるだろう。「実務的教育」の特色は具体性である。自ら関与した事案を詳細に紹介し、文献資料には現れない背景的な事情を紹介することによって、学習者の関心を惹きつけ、学習意欲を高めることに寄与する。私が受講したいくつかの講義の中で、専任教員から自分の law clerk や弁護士としての経験談を聞き、テキストの表面的な理解を超えた発見をして目から鱗が落ちる思いをしたことがたびたびあった。

コミュニケーション能力

また、訴訟が口頭弁論を中心に行われる common law の伝統により、一般に弁護士の重要な素養の一つとして弁論術に長けていることが求められる。もちろん、一口に弁護士といっても訴訟を専門にしている者 (litigators) は全体の1/10程度であり、遺産管理を専門とする弁護士 (estate planners) や

企業取引の書面作成や法的助言を行うビジネス・ロイヤーなど多岐にわたるのでその内容を一般化することはできないが、いずれの場合にもクライアントから相談内容を正しく聞きだし、その解決に努めるといふ基本的な任務に変わりはなく、そのためにはどのようにして相手の話を聞き、そして説得するかという意味でのコミュニケーション能力は不可欠と考えられている。この点、書面審理を訴訟の中心とする civil law の伝統を受け継ぎ、良い書面を作成することが弁護士の評価につながるというわが国の実務とは大きな隔たりを感じる。

両者の相違は歴史と伝統に由来するものなのでいずれが優れているかという性質の問題ではないが、アメリカをモデルとした法曹養成過程を選択した以上、このような資質の涵養を迫られていると認識しなければならない。そしてそうであるならば、教える側にもそのような素養が求められることを覚悟しなければならないのではないだろうか。長年にわたり日本で訴訟実務に携わってきたある日本の弁護士が Law School の講義を聴講して、例外なくすべての教員の話が上手なのに驚いたとの感想が印象的であった。

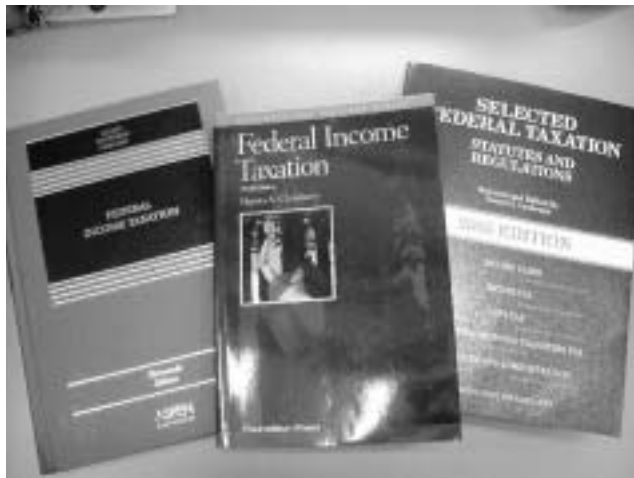
4 講義形式、テキスト 一般的な講義形式

教授法については次章で詳しく紹介するとして、まずは一般的な講義形式について言及しよう。日本の学部レベルでは大教室での講義と少人数によるゼミナール方式を基本とし、大学院では後者が基本となる。Law School の講義も同様に、大講義と少人数のセミナーに大別される。さらに、日本の大学院と同様、Law School では指定された教材を予習していることを前提に講義が進められる。両者の基本的な相違は、利用されるテキストの内容と前述のような学生の講義への参加である。

ケース・ブック

まずテキストについてであるが、Law School では日本の概説書とは異なり、いわゆるケース・ブック (case book) が利用されるのが一般である。West (Foundation Press), Aspen, Lexis などの出版社から各分野のケース・ブックが発行されており、そのうちの1冊を教員が指定し、学生に購入することを求める。そのいずれもが千ページ前後のボリュームであり、値段は一冊五、六〇ドルを下らない(百ドルなど

という本もざらである)ので、それらを販売する書籍部では使用済み (used) のものをそろえているのが通例である。それ以外にUCCや Restatement などを編纂した法令集や副読



左から、case book、horn book、statute book
(すべて所得税法の講義で指定されたもの)

本が指定されることもあり、加えて、ケース・ブックに収められていないが教員が重要と判断する判決についてはそのコピー資料 (hand out と呼ばれる) を別途購入する必要がある。これは、州ごとに判例法の内容が異なるアメリカでは、全法域を通じたルールの修得に加えてそれぞれの州の法律にも精通しなければ、bar exam に合格することはもちろん、実務を行うことができないという事情を反映している。このように、一つの科目に必要な教材をそろえるだけで百ドル近い出費を伴うのが通例である¹⁰⁾。

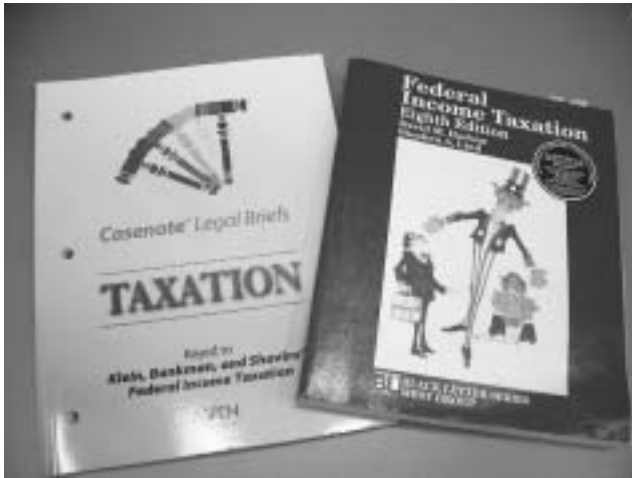
学生たちはそのようにして準備した教材を用いて講義に臨むのであるが、日本の教科書あるいは概説書 (horn book と呼ばれる) のような文献を参照することは比較的少ない (相当数発行され、図書館にも所蔵されているにもかかわらず)。このことはわれわれ日本人にとってには信じがたいことであるが、それは次のようなケース・ブックの構成と講義の進め方に起因する。ケース・ブックには、文字通り、執筆者が選出したケース、すなわち判決がほぼそのままの形で掲載されていて、その前後に導入的あるいは説明的な記述が追加されている。また、そのケースを分析することで得られた法理論を応用するための練習問題が用意されていることも多

い。講義では、主としてケースを読んでそこから得られるルールを知り、さらにそのケースの事実関係 (fact pattern) を変えた仮設問題 (ハイポ) を解くことによって、応用力を身につけるといのが一つの典型である。したがって、ケースを読んでそこから自分で法理論を演繹することによって法を理解するのであり、講義はその確認と疑問点を明らかにすることに主眼が置かれる。教員の役目はそれを引き出すことであり、学生の理解を整理してそこで得られたルールの適用範囲を明らかにし、応用力を養うことにある。

ケース・ブリーフ

そのため、ケースを正確に読み解きルールを見つけることが予習の目的であり、特に一年次に開講される契約法 (Contracts)、不法行為法 (Torts) などといった判例法が中心となる科目では、判決要旨 (case brief) の作成を求められる。これは、各ケースを読んで、事実関係 (facts)、争点 (issue(s))、判断内容 (holding)、およびそこから得られる法理論 (rules) を中心にまとめることで、日本でいう争点整理に該当するといえよう。これを事前に準備して講義に臨むことで、教員から指名されても即座に答えることができるし、後の復

習にも役立つ。Briefing は case law の学習には必要不可欠と考えられていて、新入生はオリエンテーション時に先輩からそのやり方と虎の巻があることをレクチャーされるのである。



市販の case brief (左) と outline (右) (所得税法) の一例

すなわち、ケース・ブックに対応した case brief が市販されていること、あるいは Westlaw や Lexis といったオンラインの検索ツールからも brief を取ることができていることを知らされるのである。この点は教員も熟知していて、指名された学生が机の下に市販の case brief を隠して質問に答えるのもある程度、黙認されている。

試験前になると、学生はそれまでに学習した内容を基に outline の作成に励むことになる。これは項目ごとに要点をまとめたものであり、試験前に一読するだけでルールの要点とそれを生み出したケースの特徴がわかるように概要を示したものである¹¹⁾。Case brief にしても outline にしても市販されているものがあるが、ウェブサイトで無料でダウンロードしたり、先輩の作ったものを譲り受けたりして試験対策するのが通例のようである。また、outline を図式化したフローチャートを作ることも奨励される。

ファクト・パターン

このように見ると、common law とは判例法と訳されるように、一つのケースを通じて裁判所の判断によって形成された法の寄せ集めであり、事実関係 (fact pattern) によ

にルールがあるといっても過言ではない。ある者の表現を借りれば、「判例の流れを築いた重要な判決のイメージを満天の星座のごとく刻み込む」¹⁴⁾ ようなものである。そのため、学習者は法理論を事実関係と関連させて理解することが不可欠であり、別の事例と出会ったとき、その fact pattern の特徴を素早くつかみ、それに近いケースを探し出してそこから得られるルールを適用することで問題を解決するのである。その手助けとなるのが briefing であり、概説書に頼る頻度は、日本のように法理論を事実関係から切り離して一般化する伝統をもつ国と比較するかなり低いのである。

5 試験の形式

Bar Exam と Final Exam

法科大学院の期末試験でどのような試験が行われているかについて十分に知るころではないので（以下に紹介する Law School のそれにかなり近い形で実施されているようだが）、法学部で通常行われる期末試験と Law School の期末試験 (final exams) とを比較すると、そこには大きな違いがある。まず、法学部の試験は六〇分という試験時間の中で、一ないし三問程度の論述問題、または択一問題を解くことを要

求され、教員によって持ち込み許可物件が異なるというのが典型である。Law School の試験は各州の bar exam を意識した形式となっており、試験時間は三ないし四時間、複数の択一式と一ないし二題の論述式とで構成されるのがモデルとなる（持込が許可される物件は教員の裁量により異なる。Bar exam では一切認められない）。択一式の形態はパラエティに富んでおり、四択の問題を二〇問程度解かせるものから、マルバツ式 (True & False questions) 八〇問全てについて解答を求めるといったものまである。その内容は、講義で学習した fact pattern を少しひねってあるものや、別々の項目として学習した複数のルールが含まれているものなど、内容を深く理解していなければ解けないものが多い。

それ以上に特徴的なのは論述問題である。日本の期末試験の論述問題は「〜について述べよ」といった形式のものが伝統的に多く、インプットした知識をそのままアウトプットすれば及第点が取れるようになっている。しかし Law School の論述問題は、仮説問題が設定されていて、そこに登場する依頼人の弁護士として公判でどのような主張をすべきかを書きなさいとか、あなたはこの事件を担当する裁判官の law clerk として裁判官に提出するための事件概要書 (legal memo)

を作成しなさいなどという内容である。そのため、一ページ、

場合によっては数ページにわたる設問を読み解くことから始めなければならない。その上で、争点は何か、学習したケースなどの fact pattern に類似しているか、その設問にあてはめるべきルールは何か、また異なる角度から予想される主張に対してどのように反論するか（または判断するか）、その結論は何か、といったことを論述することになる。そのためは IRAC と呼ばれる一定の方法に沿って論述することが期待される。すなわち、Issue (争点)、Rule (ルール)、Analyze (分析) そして Conclusion (結論) である。C が最初に来る場合もありうる。したがって、法理論の一面的な理解では到底太刀打ちできず、さまざまな角度からケースとルールを眺めて理解を深めておくことが必要になる。

このように Law School で学習する際に求められる「法学家のごとく考える (think as a lawyer)」という基本理念は、平常の講義中のみならず、試験においても貫徹されているというのが私の印象であり、まさに法曹というプロフェッショナルを養成する専門大学院であるとのイメージを刻み込むものとなっている。

試験対策

試験に臨む学生の意識についても付言しておく。講義開始前に配布されるシラバスには、その講義の概要、到達目標、評価基準、毎回の講義で扱う範囲イコール予習の範囲 (reading assignment) に加えて、試験の形式が必ず明記されている。つまり、試験時間、持ち込み許可物件の有無 (open book か closed book かという言い方を) や択一式が何問あつて論述式は何問あるのか、などである。持ち込みが許可される物件の中には、制定法令集、ただし書き込みと付箋をつけるものは不可だがアンダーラインは可などというものや、自ら作成した outline は OK などというものがあるので、学生にとってはそれによって試験対策のやり方が異なってくるのである。

このあたりは Law School の成績、特に一年次のそれが将来の就職に大きな影響を与える事情からして、学生の試験に臨む姿勢はかなりシビアである。それぞれ功罪があるので、それがよいのかどうか私にはわからない。しかし、試験を見据えて日頃からその目標に取り組み姿勢は見習うべきである。

タイム・マネジメント

また、試験問題の最初のページには注意事項とともに、試験を解くために時間配分をしないということが書かれている。例えば、試験時間が三時間で択一式が二〇問、論述式が二題あるとすれば、最初の一時間で択一式を解き、その時間が経過したらたとえ全問解き終わっていなくても論述式に進むことを勧めるというふうである（その時点で解答用紙を回収する試験もある）。あるスタッフの話によれば、仮に二〇問の択一式のうち五問残したとしても、その配点は一点が二点であり、五点ないし一〇点を失うだけである。むしろ配点の大きい論述問題に時間を割いたほうが高得点につながるから、と説明してくれた。

さらに、論述問題に関する注意事項として、最初の二五分はいきなり答案を書き始めずに、問題をじっくり読んで答案の概要を作り、何をどう書くかを整理してから書きなさいと記されている（試験問題自体にかかれていなくても、最終講義時に教員からそのような注意を受けるのが通例である）。これも、良い時間配分が良い答案につながるの考えに基づく一種の戦略である。何とも功利的な考え方だろうと感心すると同時に、物事をゲームとしてとらえ戦略的に解決するとい

うアメリカ人の精神の一端を見たような気がした。

6 修了後の進路

修了後の進路が講義に与える影響

わが国の場合、既存の司法試験制度の下でも法科大学院設立後も、法曹を目指す者は司法試験に合格し、一定期間の司法修習を経た後、裁判官、検察官、弁護士という道へそれぞれわかれることになる。今後は法曹一元が進み、弁護士が今まで以上に裁判官に任官することが予想されるが、試験合格後のプロセスは既存の制度が維持されることになっている。

アメリカの場合、Law Schoolを修了した後、各州のbar examを受験して合格した者は、原則として当該州における弁護士活動が許される。なかでもLaw School在籍中に面接を受け、試験合格後に裁判官のlaw clerkとして勤務する者や大手law firmにassociateとしてリクルートされる優秀な者もいる。しかし裁判官に任官できるのは、一定期間の弁護士活動を行った後に、各州が定める一定の手続を経た場合である⁽¹³⁾。連邦裁判所の場合には上院の承認を経て大統領が任命する。すなわち、日本とは異なり、いったん弁護士として一定期間活動した者が裁判官に任官するというプロセスである⁽¹⁴⁾。

前述のように、Law Schoolの教員も「中から採用される。

」のようなプロセスは、Law Schoolの講義のやり方に影響を与えていると考えられる。すなわち、bar exam合格後に弁護士またはlaw clerkとして職務にあたることを想定して、講義では主にもし自分がこの依頼人の弁護士であったらあるいはこの事件を担当する裁判官のlaw clerkであったら、などのようなハイポを考えることになる。試験問題も同様である。もちろん、講義内で裁判官の立場をロール・プレイすることもあるが、私の印象では前二者に比べて少ないように思われる。つまり、「法律家のごとく考える」という基本方針の「法律家」とは、主に弁護士を想定していると考えられるのである。

これに対して日本の場合には、司法試験修了後は三通りの進路が予想されるため、法科大学院の講義ではいずれかの職務に偏った議論を展開することは、他の進路を希望する学生にとってはバランスを欠くものとなってしまふ可能性がある。Law Schoolの講義を視察して、弁護士としての立場から議論を進めるやり方を法科大学院で模倣している例があると聞くと、このような将来の進路の相違を考慮に入れ、学生のニーズに適うように講義プランを立てる必要があると感じている。

7 課外活動

さまざまな課外活動

Law Schoolの中において強い印象を受けたものの一つに、学生の課外活動が活発であることが挙げられる。WSRSIには多くの同好会ないしサークルがあって、それぞれの目的に沿った活動をしている。例えば、環境法（Environmental Law Society）や公益法（Advocates for Public Interest Law）、女性の人權（Women Law Students Association）に関するものや、地域柄、ハワイ原住民に関するもの（‘Ahaui o Hawaii）、太平洋アジア地域に関するもの（Pacific-Asian Legal Studies Organization）、フィリピン法に関するもの（University of Hawaii Filipino Law Students Association）などである⁽¹⁵⁾。各サークルはCourtyardと呼ばれる中庭や昼休み時の教室などを使って、ほぼ毎日というほど何らかのイベントを行っている。それは、地元の弁護士や裁判官を招いてのパネル・ディスカッションであったり、活動資金稼ぎのための弁当の販売であったり、さまざまである⁽¹⁶⁾。

また、学生自治会とも呼ぶべきStudent Bar Association（SBA）の活動は多岐にわたり、各サークルへの予算配分や新入生歓迎パーティーの運営はもとより、Law Schoolが新

規に採用する教員や講義のカリキュラムへ要望を出したりするなどの活動も行っている（新規教員採用の面接そのものは Law School の法科大学院長 (Dean) を始めとするスタッフ全員の前でプレゼンテーションを行うのであるが、一般学生が候補者と会う機会も設けられており、候補者の履歴書が各学生のもとへメールで送られてくるのには驚かされた。

ちなみに Law Review (WSRSR) は Hawaii Law Review や Asian-Pacific Law and Policy Journal があるの運営、編集を Editor と呼ばれる学生編集委員が行うのは Law School 共通の事象である。

最も驚いたのは、三年生の中から二名が入試委員として選出され、入試・学生担当の副学部長 (Assistant Dean) や入試委員の教員とともに新入生の選抜過程に携わり、二名で一票の投票権をもっていることである（すべの Law School でこのような制度があるわけではないようであるが、WSRSR だけでもないようである）。このちな Law School の運営への学生による関与は日本では到底考えられないが、在学生はいずれ母校となる学校を、教員、スタッフとともに作り上げていくとの思想が底流をなしているのだという話を聞いたことがある。

課外活動の必要性

いくら法科大学院が Law School をモデルにするといいても、ここまで参考とすることは実現性の点からいっても困難である。実際、学生の課外活動の多さを懸念する Law School の教員もいる。また、初年度は三〇%台と低い合格率が予想されている司法試験を考えれば、法科大学院の学生が何らかの課外活動に精を出すということは考えにくい。さらにすべての学生が純粋な動機でボランティア活動に携わっているわけではなく、将来の就職のためのコネクション作りを意図している場合があることも事実である。しかし、私があるてこのような学生の活動を紹介するのは、学生自身が課外活動を通じて社会と接し、一つのイベントを遂行する中で、仕事をする上での役割の重要性、責任感、協調性などといった感覚を肌で感じ、またリーダーシップを身につけることにつながると考えているからである。

「そんな当然のことを言う必要があるか」との反論が聞こえてきそうだが、司法制度改革審議会意見書にも謳われているこれからの法曹像、つまり「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性」を備えた「国民の社会生活上の医師¹⁸⁾」を育てるためには、机上の



この日は卒業式の資金稼ぎのために3年生がバスタ・ランチを販売していた。

学習のみではなく、こうした実体験を積むことの必要性を強く感じるのである。周知のように、アメリカ各州の bar exam では専門家としての職業倫理に関する科目 (Professional



Courtyardの様子

Responsibility) が必須科目とされており、学生たちは Law School の一必須講義科目としてそれを学んでいる。にもかかわらず、数多くの弁護士が毎年、弁護士協会（各州の Bar Association）の懲戒委員会にかけられ、あるいは依頼人から弁護過誤（malpractice）を理由として訴えられている事実がルールを知っていることとそれを遵守することとは必ずしも一致しないことを警告しているのである。特に、専門家としての責任感、言葉のもつ影響力の偉大さを知ることが、法曹にとって重要であると同時に、実感を伴わなければ身につけることができない。

パーティーをめぐる悶着

それを象徴するような出来事が、思わぬところから勃発した。新学期が始まって一年生がようやく Law School の学生らしい顔つきになってきた九月下旬、例年通り一年生の親睦パーティーが Law School 内の Courtyard で行われることになっていった。準備、運営はすべて一年生の有志が担当し、上級生や教員も加わって、食べて飲んで歌って踊ってと、夜通し騒いで親睦を図るといのが趣旨だと聞かされた。

それに向けて一ヶ月ほど前から、食事、飲み物、飾りつけがある。また、定期的に Dean が Law School の現在の取り組みと今後の方針について学生を含む関係者全員に対して説明する Dean's Hour（上述の SBA が主催する）が折しもその騒動のさなかに行われ、Dean から言葉のもつ力の大きさ、それを公にすることに伴う責任感について注意が促され、Eメールに関する一定のルールがその場で了承された。

蛇足ながら、そのパーティーは一年生ほぼ全員が参加し、大勢の上級生とその友人、また数名の教員やスタッフも参加して、深夜一時過ぎまで盛り上がった。翌日以降のことを考えて数時間で帰ると決めていた当初の私の決意は、参加者全員の熱気と友人たちとの談笑、そしてアルコールの力によってもろくも崩れ去り、ほぼ全員が Courtyard を去り、有志のみが残って行った後片付けを手伝って、午前二時に帰宅したことを付け加えておく。

二 ささまざまな教授法

ソクラテック・メソッド、ケース・メソッド、プロブレム・メソッド

Law School で行われる講義の特徴は、教員と学生との質

などそれぞれの担当が決められ、毎日のように Eメールで周知される。その中で、実行委員の一人がこのパーティーにタイトルをつけることを提案し、ややふざけた調子のネーミングを Eメールで披露した。その女子学生は何の悪気もなく、単にふざけて「みんなで酔いつぶれよう！」といった二語アンスだったようだが、その用いられた「red neck」という言葉には人種差別的な意味が込められており、嫌悪感を示してその使用に反対するメールが寄せられた。すると別の学生から、単なるジョークじゃないか、それほど深い意味はない、との反論に加えて、人種差別を容認・助長するかのようないメールが送られてきた。これには静観していた他の学生が黙っておらず、あなたは人種差別を受ける側の痛みがわかっていないと、自らの経験を交えて猛然と、しかし冷静に反論するメールが送られた。それに対して、自分は人種差別をしたつもりはないとの謝罪のメールが即座にその学生から返信され、一時 Law School 内が騒然となった。

結局、最初にネーミングを考えた女子学生が謝罪しそのネーミングは変更されて、事は解決したが、あとで聞いた話では Law School の教員が直接、人種差別とも取れる発言をした学生にメールを送って諭すなどのケアも行われていたようである。問とその回答を通じた対話的な形式、すなわちいわゆるソクラテック・メソッド (Socratic method) であるとして一般に理解されている¹⁰⁾。また、具体的な判例を素材として、それをどう理解するか、どこまでの射程範囲をもっているのか、その理論は妥当か、そうでなければどう修正するか、などについて両者の討論を通じて学ぶ方法であるケース・メソッド (case method) も頻繁に利用されている。さらに、実際の判例ではなく、仮説的な問題を前にして、学生自身が弁護士としてその問題をどのように解決するかについて検討するプロブレム・メソッド (problem method) が導入される例も少なくない。ただし、このような双方向的な講義だけではなく、Law School でも、わが国の法学部で行われてきたような教員による講義形式のクラスも存在する。

ソクラテック・メソッドとは、「問答法による授業」や「問答方式の法学教育¹¹⁾」との訳語が充てられるように、教員が学生に質問をし、その答えに対してさらに質問を投げかけて、学生たちが自分自身で答えを発見するように議論を導くことによって、問題を解決する教授法といえることができる¹²⁾。つまり、両者の双方向的対話によって議論を進めることによって、知識の習得だけではなく、問題解決能力を養成すること

を目的とするものである。これを行う前提となるのが学生自身による教材の予習であり、実際の判例を集めたケース・ブック (case book) が利用されることが多い。そのように判例を素材にして講義を行う方法がケース・メソッドであり、それ以外の仮説問題などを用いればプロブレム・メソッドということになる。厳密にはソクラテック・メソッドとケース・メソッド、プロブレム・メソッドとは区別される。すなわちソクラテック・メソッドとは授業の進め方を表したものであり、後二者は何を素材として使うかに着目した表現であるからである。しかし、実際にはこれらはそのように厳密には区別されず、相互交換的に用いられている。

実際の講義の様子

私が実際に目にした講義のほとんどは、ケース・メソッドを中心として相互の対話を基調としたものであった。しかし、典型的なソクラテック・メソッドを実践している教員は「くわすかであった。」典型的な「とは、事前に割り振った判例について、ほぼ一人の学生に質問を浴びせ、その分析と適用範囲を探るというものである。学生に投げかけられる質問は、事実関係、判示内容、根拠となる理論ないし制定法等などを

しか割り当てられないので学生たちは戦々恐々としていたが、その教員も心得ていて、学生が答えに詰まると言い方を変え質問を違う角度からしなおして、何とか答えさせようとする。しかし、このようなタイプの教員は概ね「厳しい」とのレッテルを学生から貼られているようであった（決して嫌われていたわけではないし、後述の授業評価が低いわけでもない）。

これに対して人気のある担当者の講義は、いきなり学生に質問をするのではなく、これから扱う内容についての概略を説明し、質問も一人に集中するのではなく一件あたり複数の学生を指名するなど、学生の不安を緩和しているように思われた。質問の内容も、法的知識がなくても学生の知っているような内容をまず答えさせ、そこから演繹して法理論の理解につなげるような工夫をしていたことが印象的であった。

「地図をもたない旅」

しかし、いずれの講義にも共通していえることは、あらかじめ判例を中心とする教材を自分の力だけで読みこなし、講義に備えなければならぬということである（予習なしに講義に出てきざり理解できない）。概説的な説明を受けたうえで個別の法理論を把握し、それを具体的な事例に適用して

確認したうえで、判決の中どの要素が決め手となったのかということや、他の事実関係が類似する判例との関係などについて尋ねるものである。ほぼ一件の判例につき一人の学生



講義を受ける学生たち

全体を理解するという大陸法独自の演繹的な法律学習に慣れ親しんできた私にとっては、いきなり何の予備知識もなく生の判決を読んで推論するという作業は予想以上の苦勞を伴った。目次や講義シラバスのタイトルなどから類推して、何について論じているのかは大まかには予想することができたが、判決の論旨が原告と被告の理論の間を行き来することもままあり（ケースによってはどちらが原告で被告なのかさえわかりにくいものもある）、読み終わった後でも一体どんな法理論が示されたのかわからないことも少なくなかった。読んでわからないことは講義で明らかにしてくれるだろうと安易に考えて講義に臨んでも、上述の典型的なソクラテック・メソッドの講義では何一つ明らかにならないこともたびたびあった。このようなことを繰り返しながら、噂に聞いていた Law School の講義はこれほどまでに厳しいものなのかと実感するとともに、まるで地図をもたずに迷路をさまよっている感覚に襲われた。

だが、このように感じていたのは私だけではなく、ネイティブ・スピーカーである学生自身も同じような悩みを抱えていることに気がついた。彼らは Law School へ入学するまで法律を学んだことがない。だから法律特有のレトリックに慣れ

ることから始めなければならず、別の法制度とはいえ、すでに一定の法の理屈を知っている私のように先を推測しながら読んでいくということは困難なのである。そのようなことを一年生の友人たちと話し合っていると、彼らは一度読んでも理解できないので最初の頃は一つの判決を最低二度は読んでいたと明かしてくれた。また、ケースの内容に入る前に概要を示し、終わったらまとめをするという方法のほうが理解しやすいという意見を聞き、私たちが日本でやってきた授業法も有効であることが証明されたよつな気がした。

双方向的講義の功罪

地図をもたない旅路をさまよいながら気づいたことは、ソクラテック・メソッドやケース・メソッドは体系的知識を得るにはかなり非効率的ではあるが、その分、学生が自ら内容について理解を深めることができるというメリットがあるということである。このような方法を用いて一つの講義（「コマ七五分」）で扱えるケースの数はせいぜい三〜四件である。通常はそのような選り抜かれたケースを詳細に分析することに時間を割き、それらに関連する類似のケースなどは若干言及するにとどめるか、仮説問題（ハイボ）の一例として検討

されることになる。そうすると、相当講義の進め方を工夫しなければすべての内容をカバーすることはできないし、そうしたとしても十分掘り下げた議論は不可能となる。

しかしながら、地図なしに到達点もわからずに判例の道をさまよっているうちに、次第にその道の特徴がわかり始め、道端に咲いている花や草がそれぞれ違うことに気づき、ゴールに到着するまでに一つとして同じ道順はないことを理解するのである。つまり、それぞれの fact pattern とルールとを一旦とめて把握するようになり、そのケースことの結論 (holding) をつかむことができるようになるのである。そして、自分の足で歩いて身につけたルールは、良く似ているが異なる道を旅する際には、それを応用することによって大きな助けとなるのである。

Law School 独特の教授法ないし学習法といわれる上述のメソッドの真髄はこのような点にあるのだろう。したがって、それらは case law の伝統と深く結びついたものなのである。制定法を中心とするわが国の法律を学習する課程にそっくりそのまま取り入れることが適切ではないことがよくわかるだろう。しかし、学生自身に考えさせ、自分の力でもがきなが

いった形式がとられている。

また、家族法では離婚に伴う財産分与や子どもの養育費の算出方法の合理性について判例を通じて一通り学んだ後、実

ら会得させて応用力を養うという方法論は、法科大学院においても参考とすべきものである。実際、法科大学院の学生もこのような教授法に触れてこのことに気づき始めているようである。そして問題は、司法試験の内容とその対策をどのように行うかということを前提として、内容を吟味し、学生自身が講義以外の機会に自ら学ぶことができる環境を作ることだろう。そのためには、教員の指導の力量が問われることになる。

さまざまな講義形式

「Law School」での講義」といっのは画一的ではなく、それぞれの教員が上で述べたようなさまざまなメソッドを組み合わせて独自の方法を編み出している。例えば、契約法 (Contracts) などのような判例法の理解が中心となる講義では、判例の分析を踏まえて fact pattern を少しずつ変えたハイボ (仮説問題) を解くことによってルールの理解と応用力をつけるための作業が繰り返されている。他方、所得税法や信託・相続法 (Trusts and Estates) のような、判例はもとより制定法が一定の割合を占める法領域では、文言や制度の解説を踏まえたうえで判例を分析し、制定法と比較すると



真剣な表情

際に電卓をたたいて計算するという作業をするとか（期末試験の問題としても出題されている）、憲法では連邦最高裁の裁判官ごとの意見の傾向と関連性を政治学のように分析するというようなことも行われている。

すべての教員に共通していえることは、いかにして学生に対して良い講義をするかということを常に探し求め、一つの形式にとらわれずに良いと思った方法を取り入れて授業を工夫していることである。その方法として特筆すべきなのは、視覚に訴える方法と、講義に対する動機づけである。

ある授業では、判決の背景を知るためにそれを扱ったドキュメンタリー番組やテレビCMのビデオを見せたり、判決で述べられている法理論の理解を容易にするために古い漫才のビデオを見てイメージをつかませたりするなどというシーンもあった。また、板書をほとんど行わず、パワーポイントを使って説明するという講義もある。判決の要点や制定法だけでなく、原告や担当裁判官の顔写真やその事件で問題となった場面の写真など、ケースの具体的内容をつかむのに大いに役立っている。

また、ある教員が講義に臨むにあたって最も工夫していることは、講義内容に対する動機づけであるという。驚くこ

とに、民事訴訟法はWSRSLの人気講義の一つなのだが、この技術的で難解な、あるいは日本では「眠素」と揶揄される科目をどのように仕立て上げるかというと、講義の最初にBuffalo Creekという数十年前に起こった水害に関する訴訟の事件録を読むのだという。そこには、被告となりうる加害企業が複数あり、それぞれ異なる州に属していたため、まず裁判管轄権が争点となったということから始まり、連邦主義というアメリカ法特有の問題、訴訟を進める中でさまざまな手続を被害者の証言をもとにリアルに解説することによって、民事訴訟における手続問題の全体像をつかむことが可能にしている。そして、細部ではなく常に大きな視点 (big picture) で見るようにしなさいということと、自分だったらどう思うかという質問をした後に、その結論を具体的に示すのである。

他にも随所に教授法の工夫が見られる。例えば、学生を一人だけ指名するのではなく、グループを作って相談させたりして質問に答えさせるといったことをするか、教室を原告、被告、裁判官に三分割し、それぞれのグループがディベート形式で陳述と質問を繰り返して最終的に判断を下すというようなロール・プレイを行ったりといったシーンも見られた。

さらに、多くの科目で、学期中に一度ないし数度、外部からさまざまなゲスト・スピーカーを招いて実務的な内容を講演してもらいう機会が設けられている。講師は弁護士や政府職員、NPO職員といったところから、家族法のクラスでは、カナダで婚姻が認められたハワイ在住のゲイ・カップルから同性愛結婚について話を聞くということもあった。

ソクラテック・メソッドとレクチャー方式

普段、ソクラテック・メソッドを用いてなかなか結論を言わない教員がレクチャー方式で講義をするところなるかあるとき、考えもつかなかったこのような問いの答えを思いがけず目にするのがあって、大変興味深い経験をすることになった。

その答えは、実に見事な講義が繰り広げられたのである。大変失礼な話だが、さんざんソクラテック・メソッドで学生を苦しめたあの教授がこんなに説明が上手だったのかと初めて知ったのであった。しかも、半期約三〇コマ近くかけて講義する内容をわずか一時間余りで全体の概略を余さず説明したのである。このとき、対話式講義とは、どれだけ学生自身に考えさせ、教員は迷路から救い出す手助けはするものの、

決して自ら先頭に立って迷える子羊たちを出口に導くことではないのだと実感した。うがった言い方をすれば、あえて学生の頭の中を混乱させることが目的なのだろうと思った。そして同時に、学生に考えさせるために精選した質問を投げかけることによって一定の方向へ誘導し、自力でゴールに到達させる工夫が重要なのだと悟った。反対に、講義形式は効率的で受講生にとっても学びやすけれども、その分、教えた内容を身につけさせるためには別の工夫がいるのだと考えた。

このような私の印象を裏づけるかのように、伝統的なソクラテック・メソッドだけでは不十分であり、他の方法論を取り入れるべきだとの傾向は数十年前から起こっているのだという。そして、現在では多くの教員が講義形式も一部取り入れながら、上で述べたようなさまざまな教授法を組み合わせて独自の講義スタイルを編み出しているのである。

教員の熱意

授業に対する教員の熱意には傍から見ている常に圧倒される。ケース・メソッドを採用している関係上、講義内ではさほど多くの内容を扱うことができない。また、授業中に多くの学生が質問するが、時間の都合上、そのすべてに対応する

ことができないこともある。そのような状況に対応するために、各教員は講義開始五分前には教室に到着し、終了後も時間の許す限り教室に残って質問を受ける。

また、一応オフィス・アワーを設けているものの、いつでも研究室を訪れてよいことになっており（事前にアポイントメントを取ることが望ましいが必須ではない）、気軽に学生が相談に訪れることができるような環境が作られている。さらにはEメールアドレスを公開して質問を受け付けることは当然のこととされており、非常勤講師もその方針にしたがっている。私が何度か質問させてもらった際には、忙しい本業の間を縫って一〜二日以内には答えを返してくれた。特に驚かされたのは、専任教員の中で自分の研究室、携帯、自宅の電話番号を学生に公開して、質問や相談があればいつでも連絡を取ってよいとする教員がいることである。よほど学生を信頼しなければできないことだと思った。

その熱意に応えるべく、学期最終講義時には受講生全員が教員に拍手を送る。特に優れた講義をした者はスタンディング・オベーションで送られることもある。また、ハワイの土地柄、学生有志からレイが送られ、感謝の気持ちが表示される。教員と受講生との心がつながる美しい光景である。

をした際にこのボードを持ってホルルの街をデモ行進したそうである。デモ行進は別として、あのボードを見るにつけ、日本でそのようなことをすると浮いた存在になってしまわないだろうかなどと懸念しながらも、こうした教員の熱意は教育には不可欠だと改めて実感させられる。

学生の受講態度

それに対して学生の側の受講態度は必ずしもそれに対応しているわけではない。熱心な学生は、不思議とたいいてい教室の最前列か最後列に座席を選ぶ。だから、講義中の質問や発言は常に一番前から後から飛んでくることになる。そういう学生は教師や他の学生の発言中も挙手して指名されるのを待っている。

しかし中には授業がつまらないのか、良い成績をとることをあきらめたのか、あるいは聞かなくてもわかると余裕があるのか、内職に精を出す学生もいる。大半の学生が手書きでノートをとる代わりにラップトップ（ノート型）パソコンを開いて聞いたことをそのまま打ち込んでノートを作成するのだが、そのふりをしてトランプゲームを楽しむ輩や、無線LANを利用して相場取引を講義中に成立させるような者もい

教員の熱意を象徴するかのようには、ある教員の研究室の窓には「I Love Education」と書かれたボードが廊下側から見えるように立てかけられている。数年前に大学がストライキ



"I Love Education"

る。

しかし彼らの名譽のためにも強調するが、そのような学生がほんの一握りであり、毎回そうしたことをしているわけではない。ましてや、授業中に居眠りをするとか、予習をせずにただ漫然と講義に参加するというだけの学生は皆無に等しい。遅刻も少ない。

学生からの質問

学生から発せられる質問は、用語の説明のような単純なものから他の判決との位置づけなどのようなよく練られたものまでさまざまである。特に多いのが、一つのケースを分析して、fact patternと判示内容とが明らかに違った段階で、もし事実関係がこのように違っていたら結論はどうなりますかという趣旨である。"What if?" というタイプの質問である。

特に一年生の case law のクラスでは "What if" questions は連発される。しかし、あまりにその類の議論が盛り上がりすぎて先へ進めず、予定していた内容を終えることができないという事態になることがあるため、そういった仮説の質問は教員からしか発してはならないとして、聞きただけは講義外で聞きなさいというルールを作っている教員もいる。限ら

れた時間内でかなりの情報量をこなすためには、多少学生から質問を受け付けない不親切な教師だと思われても、そのような授業運営は不可欠である。そうしなければ、收拾がつかなくなってしまう。学級崩壊」が起ってしまう。

また、学生の発言を聞いていて特徴的なのは、Law School に入りたての一年生と上級生との間には、発言・質問の仕方に一定の違いがあるということである。それは、一年生の最初の頃は意見を言うことが、必ず教員から「Because?」とその根拠を聞かれる。どんなに良い意見であっても、見解としての射を射しても、である。つまり、最初のうち学生は根拠を示して見解を述べるといふことに慣れていない。講義内で理由を述べる訓練を受けることによって、次第にその癖がつき、物事を合理的にとらえるようになってくるのである。その成果として、数カ月後には聞かれなくても意見を述べたあとに自由「because」と理由を付け足せるようになってくるのである。

ついでに、学生が質問した際の教員側の反応も書き加えておこう。日本では質問を受けると、学会報告でもない限り、即座に回答を始めるのが普通である。しかしLaw Schoolの教員はそうして、学生の質問を聞いた後に「good question」

と一言付け加えてから回答を始める。たまにより考え抜かれた質問や鋭い指摘に対しては、そのセリフが「excellent question」に変わることもある。人前で発言するストレスを少しでも緩和するための配慮なのだろうが、もはや教師の口癖と化している感も否めない。しかし、概ね各教員が学生に敬意をもつて接していることは確かであるし、そう言われて悪い気はしない。

三 カリキュラム、施設、授業評価

科目編成

Law Schoolの開講科目、それはすなわちbar examの試験科目にもつながるのだが、日本の科目編成と比べると著しく異なる。一言でいえば日本は縦割りであり、アメリカは横断的である。門外漢が言及するのもはばかるが、民法を例に取れば、パンデクテンシステムをとるわが国では、民法典の配列に沿って教えるが通例である。しかしアメリカは、遺言・遺産管理（信託によるものを含む）といったテーマに関する法律を横断的に集めてTrusts & Estates（あるいはWills & Trusts）という分野を形成し（遺産税（Estate Tax）も含む）

贈与税（Gift Tax）も一部含まれる）、高齢者に関する法律については、法律行為能力の問題から福祉のことまでを一括して高齢者法（Elderly Law）として扱っている。日本で社会福祉法を研究している教授が、アメリカで自分の専門分野を説明するのに一言で言い表せず、列挙的に説明しなければわかってもらえないと言われていたことは、両国の相違を象徴するものだろう。

もっとも、日本でも消費者法や環境法など、法分野の垣根を越えた研究が進み、先端科目として法科大学院でも開講されることになっているので、このような差は次第に認められなくなるのかもしれない。今後は科目や法分野の類型にこだわらず、実務的な観点から法現象をとらえるということがいつそ必要になっていくであろう。

カリキュラム編成

各Law Schoolが独自のカリキュラムを組んでいるが、大體共通していえることは、契約法（Contracts）、不法行為法（Torts）、民事訴訟法（Civil Procedure）、刑法（Criminal Justice）、不動産法（Real Property）とこうしたcase law中心の基本科目を一年次に配当していることである。意外なこ

とに、すべてのLaw Schoolが憲法（Constitutional Law）を一年次の最初の学期（fall semester）に配当しているわけではないということである。Law Schoolによっては次の学期（spring semester）に充てられる場合もあるわけであるが、WSRSUの場合、憲法は二年次のfall semesterに配当され、主に人権と司法権の生成について扱うのみが必須であり、統治機構や連邦制を内容とするは選択科目とされている（Law Schoolごとにその内容は異なるわけである）。

日本で法律学を学んだ者にとっては、国の基本法であり最高法規である憲法を最初に学ばないということには大きな違和感を覚えるのだが、憲法担当の教員にこの点を尋ねてみたところ、私法（private law）を中心としてカリキュラムを編成してきた東部のLaw Schoolの伝統が影響していることがその理由だという。しかし公法部門の重要度が増している今日、その再編が議論されており、一年次に開講したり二年次に戻したりと試行錯誤を繰り返しているようである。私が思うに、最初にCase lawの伝統を学び、ケースの読み方を徹底させるという主旨なのである。いずれにしても、昨今の同性愛者間の婚姻やハワイの有名私立校カメハメハ・スクールの入学拒否問題（ネイティブ・ハワイアンをめぐる問題）

など、憲法問題をめぐって活発な議論が繰り広げられており、高い関心を持っていることは事実である。

法理論を学ぶことを主目的とするそのような科目のほかに、一〇〜二〇名程度の少人数でより実務的かつ実践的な内容を学ぶ workshop (Estate Planning Workshop, Lawyering Skills Workshop など) や clinic (Elder Law Clinic, Mediation Clinic など) のクラスもある。担当者は弁護士や裁判官などの実務家であることが多く、実際に即した演習やクライアントとの応対のしかた、具体的な問題解決方法などについて実技を通して学んでいる。また多種多様なエクスタークシブの機会が提供されている。さらに、卒業要件として六〇時間の Pro bono 活動(ボランティア)が義務づけられている²⁰⁾。

リーガル・リサーチ

上記のような科目に加えて、一年次にはリサーチとライティングのクラスが必須とされている。リーガル・リサーチ(Legal Research)のクラスでは、判決、制定法、規則、議会資料などの調べ方を講義と課題作成を通じて学ぶ。先例拘束性の原理(stare decisis)が支配的な位置を占めるCase

lawの法域では、判例の拘束力("good law"か否か)を常にアップデートしておかなければ正しく法を知っていることにはないため、そのためのリソースが系統だつて組織されており、それを使いこなすことは実務を行ううえで不可欠の能力となる。Shepard'sやKeyCiteと呼ばれるシステムはそのためのツールであり、それを使いこなすトレーニングを行うのである。また、異なる所与の条件下でのさまざまな方法による判例の探し方を身に着けることで、自らリサーチを行う能力を養うのである²¹⁾。

しかしながら、インターネットが発達した今日では、パー・ベースの資料はあまり使われず、WestlawやLexisといったウェブ上の検索サイトを利用するのが通例である。だが、パー・ベースの検索の要領を知っておくことは、オンライン検索をする上での基礎となるのである。この両者の大手法律検索サイトは、アメリカの法実務には欠かせないツールとなっており、顧客の確保を競っている。そのため、将来の顧客である学生に対する支援体制は手厚く、Law School内の各所に設けられているプリンターからのプリントアウトは無制限に無料、図書館のコンピュータ・ラボにはホットラインを引いていて、二四時間三六五日も電話による照

会が可能(その他、ファックス、Eメールによる質問受付も行っている)、さらにそれぞれ専門アドバイザーを各Law Schoolに常駐させ、使用法のトレーニングや質問などを学生が望むときにいつでも行えるような態勢を整えている(もちろんLaw Schoolが多額の契約料を支払っているのだが)。

Legal Researchを担当する教員と話をしていると、日本ではどのようなリサーチのクラスがあるのかと尋ねられて答えに窮してしまった。日本はアメリカほどには検索態勢が整っていないと答えるところではどのようにしてリサーチをするのかがどうやってその方法を身につけるのかと不思議がられた。確かにわが国では、個別の分野は別としてアメリカほど体系的な検索ツールが整っていないし、まとまった講義としてリサーチの方法論を学ぶという機会は少ない。どのような内容の研究をするかというところに重きが置かれ、その方法論は自然に身につけるものと軽視されてきた感が否めない。

最近では、多くの法科大学院でリーガル・リサーチのクラスが開設されていると聞くし、そのような文献も現れ始めているようである。今後はこのような方法論も研究される余地があるだろうし、その必要性もあるだろう。しかし現下ではまだまだ未発達分野であり、今後はわが国でも使い勝手の

良い体系的な検索ツールが開発されることを願っている。

リーガル・ライティング

WRSRで行われているライティングのクラスには次のようなものがある。まず、一年次のfall semesterに行われるLegal Method Seminarでは、仮説問題を読んで事実関係を整理し、legal memoを作成するというトレーニングを受ける。次のspring semesterではAppellate Advocacyのクラスで、依頼人の利益になるような主張をするトレーニングを継続的に行う。これらは一定の形式にしたがって争点を整理し、訴訟でより有利な主張をするための書面を作成することを目的としたライティング・クラスである。二年次のspring semesterには、Second Year Seminar (SYS)で学術的な論文の書き方の指導を受ける。これは一年次のものとは異なり、Law Reviewにも掲載することができるようなarticleを書くためのトレーニングであり、指導教官によって学生自身で好きなテーマを選択して書いてよいとするゼミから、不動産法に関するものに限るなど一定の範囲内のテーマ設定を求められるクラスもある。SYSは指導教官を選ぶことができ、応募者多数の場合には抽選により決められる。

これらのライティングのクラスで作成されたペーパーのうち優秀なものは、それぞれのテーマに即して表彰される。賞金や奨学金がつくものもあり、学生のインセンティブとなっているようである。

ロー・ライブラリー

各学生は Law Library 内に専用のデスク (carrel) を原則として一人一席与えられ、通常はそこで勉強することになる。平常は午前八時から午後一時まで開館しており、朝早くから閉館まで多くの学生が勉強に精を出している。ある学生が carrel をあてがわれたとき、ある教員から「これからここがあなたの家よ」と言われて、ここに住み込むほどに勉強しなければいけないのかと恐ろしくなったそうであるが、ほどなくその学生もそこに「住みつく」ようになった。他の Law School では定員の関係上、専用の carrel を与えられることがないところもあると聞くので、「住みつく」家を与えられる分、ここは恵まれている。

Law Library には、連邦および州ないし各地域の判例集、制定法集、規則集、議会資料、実務例集などや、casebook、hornbook、各大学の紀要 (Law Review)、その他の単行本が

所蔵されている。しかし前述のようにオンライン・ツールが発達しており便利であることから、そのようなペーパー・ペーパーの資料が利用されることは少ない。図書が貸し出される頻



Law Library のロビー

度も低いようである。その分、コンピュータ・ラボは連日盛況である。

授業評価

学生による授業評価は、専任教員の雇用継続、昇進、終身在職権 (tenure)、非常勤講師の雇用継続の判断材料の一つとするために、各学期に一度ずつ行われる。講義内で一五分程度時間を割いて、出席している学生がマークシート方式の質問 (二〇問前後) に回答し、コンピュータ処理されて、後にその結果が公表される。回答は無記名であり、単位認定が済

むまではその結果は担当教員には明かされない。また、高評価を得た教員は、当該年度の最高教員賞 (Outstanding Professor of the Year award) を受賞する (専任、非常勤、それぞれ選ばれる)。

実施時期は、それぞれ学期が終了する約三週間から一ヶ月前であり、副学部長 (Associate Dean) に指名された学生がアンケートの配布および回収を担当する。回答中、教員は教室を離れていなければならない。質問項目は、説明が明瞭であったか、シラバスないし最初の講義で示された講義目標を達成するものであったか、あるいはこの講義は知的好奇心を刺激するものであったかなどであり、最後に全体的な満足度をそれぞれ五段階で答えるものである。

この評価の結果はおおむね妥当なように思われる。すなわち、最高教員に選出された教員は、試験が難しいとか講義での質問が手厳しいとかいう評判を受けているものの、学生から聞こえてくる講義そのものに対する評価は高いからである。確かにそうした教員はむやみに学生に媚を売るわけではなく、自然にフレンドリーに接しているし、個人的な会話の中からも頭脳の明晰さが伝わってくる。

このような学生による授業評価のほかに、昇進や tenure 取

QUESTION	ANSWER	GRADE	COMMENTS	INSTRUCTOR
1. Class level: (1) Freshman (2) Sophomore (3) Junior (4) Senior (5) Graduate (6) Other				
2. Gender: (1) Male (2) Female				
3. Course ID (1) Elective (2) Required				
4. The instructor demonstrates knowledge of course content.				
5. The instructor fulfilled the goals of this course.				
6. The instructor communicates effectively.				
7. The instructor is enthusiastic about the course material.				
8. The instructor appears to have a thorough knowledge of the subject.				
9. The instructor was able to explain concepts clearly and effectively.				
10. The instructor treated students with respect.				
11. The instructor was thoughtful and precise in responses to questions.				
12. I was able to get individual help when I needed it.				
13. The instructor was consistently well-prepared and organized for class.				
14. I am generally pleased with the materials (texts, handouts) required for this course.				
15. There was meaningful presentation about the announced course and what was taught.				
16. The course was well organized in terms of continuity and presentation.				
17. I feel that this course challenged me intellectually.				

授業評価の質問表

得に際しては同僚による評価 (peer evaluations) が実施される。これは、他のすべての先輩教員 (Professor) への昇進の場合には Professor が、Associate Professor の場合にはそれ以上の職階にある教員がその教員の講義を実際に見学し、評価するというものである。また、新任教員に対しても同様の制度が実施されている。しかしこれは単に評価をするだけでなく、見学後に気づいた点をアドバイスしてもらい、その後の授業運営に役立てる機会でもある。

またこのような正式な評価とは別に、独自のアンケートを作成して講義内に授業評価を行っている教員もいる。その教員によれば、自分の講義の中で良いと思う点と悪いと思う点をそれぞれ書かせたり、実施した期末試験の方式を五段階で評価させたりすることにより、講義形式に対する学生の要望を把握することができるという。また、日頃の会話を通じて、学生が何を考えているか、どこに関心があるかを知ることによって、そのニーズとレベルに応じた柔軟な授業運営が可能になるといふ。

最近わが国でもこうした授業評価を行うようになってきているが、講義の質を高め、維持する上では不可欠のものであると同時に、うまく機能するための研究が必要であると思ふ。

であり、みな「アロハ・スピリッツ」を發揮して助け合いながら学生生活を送っている。Dean が最初のあいさつで言ったことは、「互いに助け合うこと」の一言であった。学生たちは互いをライバル視するどころか、試験前になると先輩から譲り受けた outline を貸し借りしあって試験を乗り切るほどである。

教員との距離が近いことは、気軽に質問したり講義への要望を出したりすることに役立つ。教員も対話式の講義のしやすさを感じており、その中から出された要望に応じ、講義の充実を図っているそのつである。

また、ハワイそのものが小さなコミュニティであることも影響している。伝統的な大家族を基本とし、知り合った者すべてをオハナ (ohana) と呼んで家族とみなすコミュニティでは、争いが生じても広い意味での身内間であることが多く、そのコミュニティで生きていく以上、あと腐れのないように解決することが必要となる。またそのような社会では、ある弁護士は別の弁護士の義理の兄弟にあたるか、その親戚にあたるのが裁判官であるとか、石を投げればすべて何らかの関係者にあたるほどの親密ぶりである。したがって、訴訟に勝つことだけを目的とし、いかにして多額の賠償金を勝ち

四 ハワイ大学ロースクールの特徴

小さなコミュニティ

全米の Law School の中でも最も規模の小さいもの一つとして、WSSSL は他にはないさまざまな特徴を有している。まず、学生数が一学年約一〇〇名程度という小さなコミュニティは、学生相互間および学生と教員のより親密な関係を築くことを可能にしている。四日間かけて行われる新入生オリエンテーションでの Dean のあいさつに引き続いて行われる最初の行事は、教員、事務スタッフ、および新入生全員による自己紹介である。ハワイの自己紹介の特徴として、出身高校と卒業年度を言うのが慣例であり、それによって親近感を抱くようである。また、アメリカ本土から来た学生は、卒業した大学名や出身地を告げることで新たなコミュニティを築ききっかけともなっている。

東海岸の名門 Law School などでは学生相互間の競争は激しく、お互いにライバル意識を燃やすという伝統は、以前に比べれば多少和らいているとはいえ、いまだに続いているようである。しかしこの小さなコミュニティでは互いが仲間

取るかに全精力を傾けるようなアメリカ本土の大都市の弁護士とは異なる性質を備える必要があるのである。

そのため、必然的に講義の内容も異なってくる。依頼人との信頼関係を築くことの大切さを説いたり、弁護過誤事件を扱う中で法曹倫理について考えたりするというようなことを行うのである。そして学生たちも自然にそれを理解し身に着けているようである。以前、ある WSSSL の学生がカリフォルニアのある街に行ったとき、駅の階段でつまずいて転んだところ、見知らぬ通行人が駆け寄ってきて、「すぐに交通局を訴えるべきだ!」と言ったという。その学生は同州出身であったにもかかわらず大きな違和感を覚えたという。

反面、小規模ゆえのデメリットとしては、限られた教員数でさまざまな講義を担当しなければならないため、いくつかの科目について毎年開講できない場合もあることである。教員の多くは複数の科目を担当しており、非常勤を依頼してカバーしているとはいえ、租税法担当は一人の専任教員しかいないため、所得税法は毎年開かれるとしても法人税は隔年とせざるをえないといった状況である。しかしこの点は、夏期または冬期休暇中の特別講義 (Summer School, J-Term など) の提供により補われている。

州内唯一の Law School

WSRSU はハワイ州内で唯一の Law School であり、州立大学である。その創設前は法曹を目指す者はアメリカ本土へ渡って学ばなければならなかった。一九七三年の開校以来、三千人近い卒業生を州内外の法曹実務へ送り出している⁽²⁵⁾。

ハワイで Law School といえばこのことであり、そのため州内の実務家とは大きなパイプをもっていて、有力な弁護士や裁判官（連邦または州）を非常勤や特別講師として招き、学生たちの実務への関心を高めるのに一役買っている。あるクラスの最終講義として、講義を担当する弁護士が自ら学生が招かれ、そこに共同担当者である別の弁護士と裁判官が集い、食事をしながらひざを交えて語り合うという機会に立ち会うことができ、強い印象を受けた。学生にとっては、じかに現場の声を聞けると同時に、卒業後の就職のコネクションを作る機会ともなっているようにである⁽²⁶⁾。

また、新入生オリエンテーションの二日目は、新入生全員が州最高裁判所を訪れ、大法廷で主席判事および州法律家協会会長から激励のメッセージを受け、Law School の学生としての宣誓を行う。その後、州上訴裁判所と連邦地裁を訪問し、裁判官や law clerk から実務の大まかな説明を受ける

機会が設けられている。

他方、アメリカ本土から遠く離れた島の Law School であることは、学生たちが他の Law School の学生よりも能力的に劣っているのではないかと不安を駆り立てる一員となっているようである。また本土の Law School の学生と比較して、講義中の発言などの点で積極性に欠けるという面は否めないようである。しかし、指名して発言させてみると、他の Law School の学生と比べても遜色ない能力をもっていることがわかるため、教員はその劣等感を払拭するため、さまざまな模擬法廷 (moot court) のディベート・コンテストへの参加など、「他流試合」をすることを勧めている。熱心な指導の甲斐あって環境法の moot court チームをはじめとするさまざまなチームが全米で優勝するなど数々の優秀な成績を収めている。また、ハワイ州内にとどまらず、アメリカ本土の Law Firm や裁判所でのアルバイト、あるいは外国への研修の機会も積極的に推奨されている。

また、他にはない WSRSU 独自のものとして、ほぼ二年に一度の割合で連邦最高裁の裁判官を招き、特別講義や学生との交流をもつというイベントが行われている (Jurists-In-Residence)。二〇〇四年二月には、Ruth Bader Ginsburg 判

事がお越しになり、貴重な特別公演とともに私的にお話をさせていただいた大変感激した⁽²⁷⁾。

多様性 (diversity)

移民の多い土地柄、学生の人種構成は実に多様であり、この Law School の特徴を構成している。WSRSU のパンフレットによると、二〇〇三年度入学生の人は、日系が一八%で最も多く、次いで白人系 (Caucasian 一六%)、中国系 (一六%)、フィリピン系 (一一%)、ハワイアン (一一%)、混血 (Mixed 六%)、アフリカ系アメリカン (二%)、ヒスパニック (二%)、ネイティブ・アメリカン (二%)、東南アジア (二%) となっている⁽²⁸⁾。多数派 (majority) がおらず、さまざまな人種が混在しているハワイ社会の縮図であるかのようである。実際、学生名簿を見ると Tanaka とか Suzuki などの日本姓や Wong, Choi などといった中国、韓国に祖先をもつと思われる名字が散見される (教員も例外ではない)。また顔つきも一見日本人と変わらない学生もあり、私が図書館で調べ物していると学生と間違われて質問されたことがあるほど、人種に対する違和感は全くといってよいほど感じられない。

そのような多入種社会の利点として、外国語を操ることができる学生が多いことが挙げられる。親のいすれかが日本人であるとか、自分が日本で生まれたとか、配偶者や恋人が日



Ginsberg 判事と筆者

本人であるなどの理由で日本語を話せる、しかも流暢に操ることのできる学生が驚くほど多い。そうでなくても英語教師として一定期間日本で生活したことがあるとか、日本に親戚や友人がいるなど、外国に対する興味をもっている学生も多く、できればそこで弁護士として働きたいという希望を抱く者もいる。このことは、自国以外に興味を示さない大部分のアメリカ社会からすれば異質なことであり、大きなポテンシャルとなるであろう。国際的に活躍する人材が求められている現代社会では、外国に対して興味をもちその言語が話せるということが大きな武器になることは言うまでもない。

さらにそうした学生のニーズに応えるため、中国法を研究する教員が三名¹⁴⁾、日本法研究者が一名おり、その言語を流暢に使うことができることもあって、アジアの国々との交流が盛んである¹⁵⁾。

ＣＪの存在

Ｊの Law School の正式名称に冠せられてくる William S. Richardson と J の名は、その創設に大きく尽力された元ハワイ州最高裁判事のものである。一九六六年から八二年までその職責を果たされた Richardson 氏はいまだに健在で

あり、退官されて二〇年以上経つ現在でも、首席判事を表す C J (Chief Justice) の愛称で親しまれている¹⁶⁾。先ごろ Law School の建物内に専用の研究室が用意され、たびたび足を運



"William S. Richardson School of Law" の前で、筆者

ばれているのを目にする。他の教員と同様に C J にもオフィス・アワーが設けられ、学生たちはまさにハワイの法曹の生き字引ともいえる同氏から話を聞けるチャンスを得ているのである。良き伝統が息づいている。

おわりに——さまざまな提言

冒頭および文中でも述べたように、アメリカの Law School の一つについてその実態を伝えるのが本稿の目的であり、教員、学生その他関係者が法科大学院の実態あるいはその抱える問題点と比較して今後の成功へとつなげていくことを期待するものである。私自身、Law School の教育方法やしくみがすべてだとは思わないし、これまでわれわれが日本で受けてきた法学教育にも優れた点は多く認められる。しかし、それをモデルとした教育機関を作りそれに沿って法曹養成を行っていく以上、参考とし、取り入れる部分があることは確かである。もっともそのためには実態を正しく把握する必要がある。私の経験がその一つとして役立つことを願っている。

各所で私的な見解ないし感想を述べてきたが、今後の法科大学院の運営、特に教育課程について若干の提言をして結び

としたいと思う。それは、各教員が教授法についてもっと研究する必要があるということ、そのための専門機関を創設すること、そして法曹養成のビジョンをもつことである。

前述したように、ケースを中心として展開してきた common law を学ぶ際には、ケースごとの fact pattern とルールとを一組のものとして理解することが必要である。つまり、ある教員の言葉を借りれば、「ケースは現実起こった物語であり、この世に一つとして同じ物語はない」のである。その物語に興味をもって伝え、理解させることが教員としての力量である。つまり、良き Law School の教員とは良き物語の語り部 (a good storyteller) なのである。そして、限られた時間で相当量の情報を伝達し、応用力を身に付けさせるためにはさまざまな教授法の工夫が必要である。シヨークを言って学生の関心を惹きつけ、ビジュアル機器を用いて理解を促進し、さまざまな手法によって学生自身に考えさせるという努力はその一例である。教育に対する熱意がそれを支えている。

重要なのは、学生をいかに講義に参加させるかということを意識することである。この点が Law School の講義全般の特長であり、双方向性、あるいは学生自身の積極的な学習

(active learning) を引き出すことの重要性が認識されているのである。決して画一的な教授法が存在するわけではなく、教員各自が独自の講義スタイルを開発しているというのが昨今の Law School の実態である。

一般的に、わが国の大学教員は教育者と研究者という二つの顔をもちながら(大学行政は別として)、主として後者の立場を強調したそのような自負があると思う。良い研究が良い講義を生み出す源であり、高等研究機関である大学の役割からしてそのことは決して否定されるべきではない。しかし、これまでの大学における教育は「何を教えるか」ということに重点を置き、「どう教えるか」という方法論については単なるテクニクに過ぎないとして軽視してきたといえるのではないだろうか。しかし、法科大学院という法曹養成機関を作ったところにその機能を集中させるとの方針が動き出した以上、限られた時間で社会が望むような一定の素養を備えた人材を育て上げなければならないことは事実であり、そのためには効果的な教授法を研究する必要があると考えるのである。もはや大学は象牙の塔ではないことは周知の事実である。そしてそのためには、学生の学習意欲また実務に対する関心を引き起こし、自ら学び考えることを可能とするようなテクニク

にはカウンセリングの技法が不可欠となる。そのように各法科大学院がそれぞれの育成する法曹像を描くことにより、独自色を出すことができるだろう。

法的紛争を未然に防ぎ、またはそれを解決する職責を担う法曹という専門職は、その依頼人の人権や財産などの利益を最大限守るといふ重大な任務を負っている。Law School はそれを養成する使命を負っており、それは法科大学院も同じである。Law School のある教員によれば、学校での勉強に慣れ親しんできた学生をいかに専門家意識をもったプロフェッショナルに育て上げるかが最大の課題であると感じているという。最終的には個人の資質によるものとはいえ、教育機関の負う責任の重さを感じさせられる。

本稿の冒頭で、法科大学院は Law School という接ぎ木をしたようなものだと表現した。しかし、接ぎ木も母体に水をやり、十分に世話をすればいつかは花開き実を結ぶときがある。われわれ法学教育関係者の使命は、この接ぎ木を枯らさぬよう手をかけ、大樹へと育て上げることである。本稿が一本でも多くの満開につながることを願っている。⁽⁵⁾

クや技法が必要になる。言うまでもなくそれらは深遠な知識の上でのみ成り立つものである。

それには個々の教員の努力だけでなく、他の教員とも一体となつて効果的な教授法を開発する必要がある。その一方として、教授法の専門研究機関の創設を提案したい。アメリカにはそのような機関として Institute for Law School Teaching (Gonzaga University School of Law) ⁽⁵⁾ があり、教員による教授法研究および開発が盛んである。わが国もこのような専門機関を設けて科学的に教授法を研究する必要があるのではないだろうか。あるいは、各教員が別の法科大学院、または Law School を訪問して、講義を視察し研究する機会を定期的に設けてみてはどうだろうか。さらには、法律学または大学院という壁を越えて、理系を含む他の領域や高校など他の教育機関の教授法から学ぶべきこともあるのではないだろうか。

また、講義プランの作成、カリキュラム編成にあたって重要なことは、どのような法曹を育成するのかというビジョンをもつことである。国際取引を専門とする弁護士を育てるのであればおのずと講義中の質問もそのような傾向になるだろうし、地域に根ざし身近な法律問題を解決するような弁護士

(注)

- (1) そのため、引用や参考文献については網羅的ではなく、必要な範囲で言及することとする。
- (2) さしあたり、次の文献を挙げておく。阿川尚之「アメリカンロイヤルの誕生」(中公新書・一九八六年)、ダグラス・フリーマン「リーガル・エリートたちの挑戦」(商事法務・二〇〇三年)。また、本稿校正中に、著者からの献本により、小早川義則「ニューヨーク断想」(成文堂・二〇〇四年)に接した。同書は「ニューヨーク日記」として名城法学で連載されていた頃より親しくおきたものであり、在外研究にあたりさまざまな点で参考とさせていただいた。

(3) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」(平成二三年六月二二日) 第22、(2)エ。

(4) 実際、W S R S L の在籍学生が入学前に修得した大学院レベルの学位は、看護学 (Nursing)、教育行政学 (Educational Administration)、環境管理学 (Environmental Management)、経営学 (Business Administration)、行政学 (Public Administration)、政治学 (Political Science)、心理学 (Psychology)、倫理学 (Ethics Studies)、東アジア研究 (East Asian Studies)、第二外国語としての英語 (English as a Second Language) などがある。二〇〇五、二〇〇六年度 W S R S L パンフレット一一頁参照。

(5) 個人的に学生から聞いた話によれば、弁護士事務所や法律扶

- 助協会での事務員といったところから、日本で英語の教師をやっていた経験がある者や小・中・高校の教師、警察官、看護婦、サーフィンのインストラクター兼ライフセイバーなど、驚くほどバラエティに富んでいる。
- (6) もっとも、WRSRLの学生の約半数が学部を卒業した後の二〇代前半であり、残りの約半数が一定の社会経験を積んだ者であるという。
- (7) 司法制度改革審議会・前掲注(3) 第22(2)イ。
- (8) そのため、学期の開始前にはすでに不要となったケース・ブックを処分したい先輩学生が後輩学生全員宛にEメールを流し、割引価格で売却することが盛んに行われている。
- (9) さらにそれをもっと簡略化したskinnyというものを作る学生も多い。
- (10) 市販のoutlineはEmanuelやGilbertといったものが定評があり学生達に愛用されている。
- (11) フリーマン・前掲注(2) 六八頁。
- (12) なお、いわゆる過去問は、模範解答とともに図書館のウェブサイトでまたはメインカウンターで公開されており、随時入手することが可能である。択一式の問題は公開されないことが多い。
- (13) ハワイ州の場合には、上院の承認後、州知事により任命される。
- (14) なお、検察官の場合は、各地区(ハワイ州の場合、各郡の)主席検事(district attorney, state's attorney, prosecuting attorney)など呼び名は法域ごとに異なる。ハワイ州の場合はcounty prosecutorと呼ばれる)は、一定年数の実務経験のある者が選挙民による選挙によって選出される。それ以外の検察官(deputy prosecutors)は、bar exam合格後、検察庁(prosecutor office)へ申請して採用される。
- (15) 前掲注(4) パンフレット二頁に一覧が掲載されている。
- (16) このような法律に関するものだけでなく、サーフィンやフラ(ダンス)を楽しむサークルもある。例年、フラの指導ができる学生がいて、卒業式や外部者を招いてのイベントなどには歓迎の意味を込めて、学生、教員あるいはその家族が踊りを披露するのである。これには学生の友人やDeanの奥様も参加されており、私の妻も一緒に数度かそのような機会を楽しませてもらっている。
- (17) WRSRLの修了生のハワイ州bar examの合格率は、毎年八〇～九〇%を保っている。前掲注(4) パンフレット一九頁参照。
- (18) WRSRLのある教員も同様の見解を示されている。
- (19) 司法制度改革審議会・前掲注(3) 第22(2)イ。
- (20) 松井茂記「法科大学院で法律をどう教えるのか」法律時報七五巻三号(二〇〇三年)四二頁以下、四三頁。
- (21) 田中英夫編集代表『英法辞典』(東大出版会、一九九一年)七九〇頁。
- (22) 参照、フィリップ・F・アリーダー(大坂恵里訳)「ソクラテック
- ク・メソッド(The Socratic Method)」シクリスト二二三九号(二〇〇三年)八一頁以下、九二頁。
- (23) この点はここでは指摘されていない。なお、参照、松井・前掲注(20) 四五頁、マイロン・モスコウハッツ「法学教育における「ソクラテック・メソッド」司法改革一七号(二〇〇一年)四五頁以下。
- (24) 例えば、判決の出典がわかっている場合には直接判例集(reporter)にあたるのが、争点から判決を探す場合には、法律百科事典(American Jurisprudence Second Edition (Am. Jur. 2d) や Corpus Juris Secundum (C.J.S.) など)のencyclopedia)や American Law Reports (A.L.R.) をリサーチの出発点とするといった検索方法を学ぶ。
- (25) 二〇〇三年八月にはWRSRLの開校三〇周年記念パーティーが催され、多くの卒業生とハワイ州内の法曹人を一堂に集めて盛大に行われた。
- (26) 他方、Law Schoolの教員および学生もコミュニティに対してさまざまな貢献をしている。
- (27) また、同判事に同行され、所得税法のクラスで特別講義をくれたGeorgetown University Law CenterのMartin Ginsburg教授は同判事の主人である。同教授には個人的に質問をさせていた有益な情報を得ることができた。
- (28) その歓迎式典には、前掲注(16)のフラ・サークルが同判事のために数曲のフラを披露した。
- (29) 前掲注(4) パンフレット二頁参照。
- (30) この中には人種構成は全米のLaw Schoolの中でも群を抜いて異質である。See, America's Best Graduate Schools, U.S. News & World Report, 2005 ed., p. 26.
- (31) Laurence Foster, Ronald Brown, Alison Connerの各教授による。
- (32) Mark Levin 准教授はかつて北海道大学法学部で教鞭をとっていたこともあり、日本の法曹関係者と強いつながりをもっている。
- (33) なお、WRSRLの卒業生はAssistant Professorを勤めた経歴をもち、現在、ハワイ州巡回裁判所(Circuit Court)判事であるSabrina McKenna氏は、幼少の頃日本で生活されていたこともあり、流暢な日本語を話せるばかりではなく、日本社会への造詣も深い。
- (34) 前掲注(4) パンフレット四頁には、CJのハワイの法曹およびWRSRLに対する功績が紹介されている。
- (35) マーク・レヴィン「法学教育におけるアメリカの「改善」司法改革一七号(二〇〇一年)四二頁以下。なおこの専門研究機関創設という提案は、レヴィン准教授の主張でもある。
- (36) 本稿の作成にあたり、WRSRLの先生方、スタッフの方々の多くの貴重なご意見を参考にさせていただいた。特にDeanであるAvram Soifer教授、前DeanであるLawrence Foster教授、David Calles教授、Hazel Beh教授、Alison Conner教

資 料

授、Mark Levin 准教授、Calvin Pang 准教授、Leina'tala Seeger 准教授兼 Law Library Director、ゆちゆ LL. M. Program Associate Director、John Spencer Kimura 氏からは、平素より昨今の Law School の趨勢、教授法、WSSJ の実情やそれらに対する見解などを伺っており、本稿に作成にあたり数々のご意見と貴重な資料を提供していただいた。また Carol Mon Lee Associate Dean からは WSSJ に関する貴重な資料をご提供いただいた。ここに、改めて謝意を表すとともに、お名前を挙げなかったすべてのスタッフより賜る暖かい対応に感謝したい。